

ファミリー・サポート・センター事業をご利用のみなさまへ



ファミリー・サポート・センター事業における

幼児教育・保育の無償化のご案内

令和元年10月から、子ども・子育て支援法の改正により幼児教育・保育の無償化が始まりました。

認可外保育施設等（認可外保育施設、認証保育所、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業）のうち、おもに「ファミリー・サポート・センター事業」をご利用のみなさまへ、無償化の制度の概要と手続きについてご案内いたします。



ファミリー・サポート・センター事業における



<無償化の制度の概要>

対象者

事前に「保育の必要性の認定」を受けた、3歳～5歳の子ども、0歳～2歳の住民税非課税世帯の子ども

- ※ 認可保育園等を利用していない方
- ※ 幼稚園等の預かり保育を利用している方のうち一部対象となる場合があります。

対象施設・事業

認可外保育施設等（①認可外保育施設 ②認証保育所 ③一時預かり事業 ④病児保育事業 ⑤ファミリー・サポート・センター事業）

無償化の内容

上記、「対象施設・事業」①～⑤の利用料金のうち、月額37,000円（0～2歳の住民税非課税世帯の子どもは月額42,000円）を上限に無償化の対象となり、利用料を給付します。

※ 「対象施設・事業」①～④において、月額の上限を超えた場合は、⑤ファミリー・サポート・センター事業は対象外となります。

※ 送迎のみの利用、交通費などの実費等は、無償化の対象外です。

（裏面に続く）

*ファミリー・サポート・センター事業の無償化に関する問い合わせ

品川区子ども未来部子ども家庭支援センター

子育てサポート担当 電話 6421-5237

〒142-0043 品川区二葉1-7-15

*既に「対象施設・事業」の施設等で認定を受けている場合は、手続きの必要はありません。



<保育の必要性の認定手続き>

無償化の制度をご利用になられる方は、事前に「保育の必要性の認定」に関する申請書等を区へ提出し、認定を受ける必要があります。

※ 認定の手続きは、表面に記載の「対象施設・事業」のうち、おもに利用されている施設等（担当する課）で行ないます。

手続きが必要な方

無償化の対象者のうち、おもにファミリー・サポート・センター事業を利用されている方（表面の「対象施設・事業」①～④の利用が少ない方）

提出期間

無償化の制度をご利用になる前まで

※無償化の制度をご利用になる方は、必ず制度の利用開始前までに書類を提出し、認定を受けてからご利用ください。

提出書類

◇認定申請書 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（第2号様式）

◇〈保育を必要とする事由〉と〈証する書類〉（例）



〈事由〉	〈証する書類〉（該当する書類を提出してください）
就 労	勤務（内定）証明書（様式）、または就労状況申告書（様式） *月12日以上かつ1日4時間以上の就労
妊娠・出産	母子手帳の写し（表紙・出産予定日のページ） *出産前後2か月
求 職	求職活動中が確認できる書類
就 学	在学証明書、時間割表等
疾病・障害	診断書または障害による手帳の写し等
看護・介護	申告書（様式）、介護が必要とわかる書類（診断書等）
※0～2歳の世帯	住民税非課税世帯を証明する書類

提出先 品川区子ども未来部子ども家庭支援センター
子育てサポート担当 電話 6421-5237